



2015年4月30日

各位

会社名 大阪製鐵株式会社
 代表者名 代表取締役社長 内田純司
 (コード番号 5449 東証第一部上場)
 問合せ先 総務部長 安藤雅則
 (電話 06-6204-0300)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年4月30日開催の取締役会において、2015年6月25日開催予定の第37回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、定款の定めにより取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役との間で、責任限定契約を締結することができることになりました。

それらの取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第27条(取締役の責任免除)および第37条(監査役の責任免除)の規程に、新設および変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第27条(取締役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 (新設)	第27条(取締役の責任免除) (現行どおり) <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第37条(監査役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第37条(監査役の責任免除) (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日
 定款変更の効力発生日

2015年6月25日(木)
 2015年6月25日(木)

以上